



令和5年4月10日(月)
御船町立滝尾小学校
養護教諭 酒井彩伽

お家の人と一緒に読みましょう。

ご入学・ご進級おめでとうございます！

新しい1年のスタートです。1年生のみなさん、滝尾小によろこそ！そして、2～6年生のみなさん、今年度もどうぞよろしくお願ひします。滝尾小3年目、養護教諭の酒井です。滝尾小のみなさんの体と心が元気でいられるように、サポートをしていきます。ケガをしたときや体調が良くないとき、お話を聞いてほしいときなど、いつでも保健室に来てくださいね。



令和5年度健康診断について

早速4月から、健康診断が始まります。事前の提出物や服装、持ち物など、注意しなければならないことがあります。準備をよろしくお願ひします。

項目	対象	日時	準備物・連絡
体位測定 身長・体重 視力・聴力	全学年 聴力は4・6年は 実施なし	4月14日(金) 2時間目	体操服・メガネ(使っている人)を準備してください。 耳より上で髪を結んだり、ピンでとめたりがないようにしてください。
尿検査	全学年	4月25日(火)	4月24日(月)に容器を配付します。 4月26日(水)は予備日です。
心臓検診	1・4年	5月1日(月) 10:30～	体操服を準備してください。 男女別で実施します。
歯科検診	全学年	5月31日(水) 14:00～	当日の朝はいつもより丁寧に歯みがきをしてください。
内科検診	全学年	6月15日(木) 14:00～	体操服を準備してください。 男女別で実施します。
耳鼻科検診	全学年	6月28日(水) 13:00～	耳垢がたまっていないか確認してください。

○事前の提出物について(「ほけんれんらくぶくろ」で配付・回収します。)

	配付日	提出期限	連絡事項
保健調査票	1年:保護者説明会で配付済み 2～6年:4月10日(月)	4月17日(月)	2～6年生 各学年の枠に黒ペンで記入してください。 通年で使用する項目について、変更等があれば、朱書きで追記ください。 項目について確認され、黒ペンで記入してください。
運動器検診問診票	1年:4月12日(水) 2～6年:4月10日(月)		
結核検診問診票	1年:4月12日(水) 2～6年:4月10日(月)		
心臓検診問診票 (1・4年対象)	1年:4月12日(水) 4年:4月10日(月)		

保健室の利用について

保健室は、けがや病気の手当をしたり、心や体の相談をしたりすることができる場所です。滝尾小のみなさんが安心して保健室で過ごすことができるように、きまりを守って使用しましょう。



- 1 授業中でも休み時間でも担任の先生にお話しをしてから保健室に来てください。
- 2 いつ・どこで・何をしていた・どうなったか、詳しく説明をしてください。
- 3 ケガの手当はその日学校でケガをしたものに限ります。前日以前のケガは手当ができません。お家で手当をしてもらってください。また、絆創膏や湿布の交換が必要な人はお家から持ってくるようにしてください。
- 4 保健室での休養は1時間までです。休養しても回復しない場合は、お家の人に連絡をします。
- 5 保健室では、基本的に薬を使用しません。消毒薬は、消毒することが望ましい環境でのケガに限り使用することがあります。また、かゆみ止めは使用せず、氷で冷やして対応します。冷やすことが望ましくない部位でのかゆみに限り、使用することがあります。また、湿布については、副反応として皮膚の炎症を起こす可能性があることから、使用しません。

☆学校管理下でのケガ等で、医療機関を受診された場合は、「日本スポーツ振興センター」の災害給付の対象となる場合ため、早急にご報告ください。御船町の子ども医療助成は、学校管理下でのケガは助成対象となっておりません。ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症に関して、出席停止の基準が変更になります！

★上記基準に該当する場合、出席停止となりますので、速やかに学校までご連絡ください。

	基準	期間
①	児童の感染が判明した場合	治癒するまで
②	児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者との <u>最終接触等から5日間</u> （6日目解除）
③	<u>学校で感染者と接触があった者で、手洗い等の手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした</u> 場合	
④	児童に発熱や <u>咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる</u> 場合	症状がみられなくなるまで
⑤	海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑥	その他、校長が出席停止を必要と認める場合	校長が必要とみとめる期間

参考：熊本県教育委員会「『新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準』の改訂について」

④について、新型コロナワクチン接種に伴う副反応により発熱等の風邪症状が見られる場合も含まれます。

⑥のその他とは次の状況等のことをいいます。

- ・医療的ケア児や基礎疾患児において登校すべきではないと判断された場合。
- ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、合理的な理由があると校長が判断した場合。
- ・感染がまん延している地域において、地域の実情に応じ、同居家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合。
- ・新型コロナワクチンの接種を受ける際、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等、校長が出席しなくてもよいと認める場合。
- ・新型コロナワクチン接種後、発熱等の風邪症状以外があり、児童や保護者から状況を聴取し、校長が出席停止を必要と認める場合。